

介護事業者に対する実地指導等の実績について (令和2年度)

1 目的

市が事業者指定の権限を有する居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者に対して、介護保険法第23条の規定に基づき指導等を行うことにより、サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることを目的に実施する。

なお、実地指導は、事業者指定期間内（6年間）で1回実施する。

2 実地指導等の内容及び結果

(1) 居宅介護支援事業者

ア 集団指導

目的 関係法令及び良質な事業展開のために必要な情報等の提供

実施日 令和2年8月20日

場所 市役所

参加者 21事業者 21人

イ 実地指導

目的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和2年11月26日	鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所	概ね適正
令和2年11月27日	鶴ヶ島市在宅介護支援センター 清光苑	概ね適正
令和2年12月17日	居宅介護支援事業所 たんぼぼ	概ね適正
令和2年12月18日	老人保健施設 鶴ヶ島ケアホーム	概ね適正

(2) 介護予防支援事業所

ア 実地指導

目的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和3年2月18日	地域包括支援センター いちばんぼし	概ね適正
令和3年2月19日	地域包括支援センター かんえつ	概ね適正

(3) 地域密着型サービス事業者

ア 実地指導

目的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和2年8月26日	まごころの家*あゆみ藤金	概ね適正
令和2年8月27日	まごころの家*あゆみ脚折	概ね適正
令和2年10月21日	さわやか脚折町リハビリデイサービス	概ね適正
令和2年10月22日	通所介護ステーション通楽鶴ヶ島	概ね適正

